

諮問番号 : 平成30年度諮問第4号(平成31年2月18日付け)

答申番号 : 平成30年度答申第3号

答 申

審査請求人〇〇〇〇〇(以下「請求人」という。)が平成30年9月28日付けで提起した生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第25条の規定による保護変更決定処分(以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、審査庁岐阜県知事(以下「審査庁」という。)から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 請求人の主張の要旨

本件審査請求は、請求人が、〇〇市福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が平成〇〇年〇月〇〇日付けで行った本件処分の取消しを求めて提起したものであり、その理由とするところはおおむね次のとおりである。

1 審理手続における主張

請求人は、審理員による審理手続の段階において、次のとおり主張した。

- (1) 本件処分において決定された保護費が、前月や前年度の保護費と比較して減額されており、最低生活水準を満たしていない。
- (2) 基準生活費の算定の基礎とされた保護の種類に不服がある。

2 当審査会に対する主張

請求人は、当審査会に対し、平成31年3月4日付け主張書面において、次のとおり主張した。

- (1) 本件審査請求において取消しを求める本件処分は、「保護基準」に基づくものであるが、この基準は、昭和38年頃の時代の生活水準等に基づくもので、これを現代においても用いることは、時代に合わない。
- (2) 「保護基準」を時勢に合致したものに見直してほしい。犯罪や災害被害等、保護受給者の個別の事情を勘案することができる基準に見直すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

本件処分における生活保護費の算定は、法及びこれに基づき定められた保護基準並びに関係通知に適合したものであり、請求人の主張には理由がない。

第4 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は適正であったこと
- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、妥当であると考えられること
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件審査請求は棄却するのが相当であること

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年2月18日	諮問
平成31年3月 4日	請求人による主張書面提出 (行政不服審査法第76条に基づくもの)
平成31年3月15日	審議(第4回第2部会)

第6 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

1 関係法令の定め

- (1) 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている(法第4条第1項)。
- (2) 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者(法第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、この基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならないとされている(法第8条第1項及び第2項)。
- (3) (2)の基準として、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)が定められている。
- (4) 本件処分に関する事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とされており(法第84条の5)、これを処理するに当たりよるべき基準(地方自治法第245条の9第3項)として発出されている「生活保護法による保護の実施要領について」

(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)、 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)等により、保護の認定や運用に関する事項が具体的に定められている。

(5) 保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき保護基準に基づいて認定した最低生活費と、次官通知第8によって認定した収入の額(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定することとされている(次官通知第10)。

2 本件処分について

(1) 請求人の年齢、世帯人員、居住地、居住する住宅、収入の状況等から、本件処分の対象である請求人の平成〇〇年〇〇月分の支給額に係る基準生活費、収入充当額及び生活保護費は、法、保護基準(平成30年9月4日付け厚生労働省告示第317号による一部改正後のもの。以下同じ。)、次官通知及び局長通知(以下これらを「法等」という。)によれば、次のとおり算定される。

ア 基準生活費 生活扶助 71,790円

イ 収入充当額 0円

ウ 生活保護費(支給額) 71,790円(ア-イ)

これは、処分庁による本件処分の内容と一致する。したがって、本件処分における保護費の算定は、法等に基づいて適正に行われていると認められるから、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

(2) 審理手続における主張について

ア 請求人は、本件処分において決定された保護費が、前月や前年度の保護費と比較して減額されており、最低生活水準を満たしていない旨主張する。この点、請求人に対する保護費の支給額(月額)は、本件処分に

より変更された平成〇〇年〇〇月〇日以降が71,790円であるのに対し、前月の同年〇月が72,450円、前年度の平成〇〇年度が89,630円又は76,990円であったことから、請求人が主張するとおり、いずれの額と比較しても減額されている。

しかしながら、上記(1)で述べたとおり、本件処分において、処分庁は、生活扶助に係る基準生活費（月額）を71,790円とし、収入充当額はないものとして、保護費の支給額（月額）を71,790円とする決定を行っており、本件処分における保護費の算定は、法等に基づいて適正に行われていると認められるのであるから、請求人の主張は採用することができない。

イ 次に、請求人は、基準生活費の算定の基礎とされた保護の種類に不服がある旨主張する。この点、保護には、衣食その他日常生活の需要を対象とする生活扶助を含めて8つの種類があり（法第11条第1項）、これらの保護に係る最低生活費には、経常的な生活需要に係るもののほか、臨時的に認定される一時扶助費として、一定の特別な需要も含まれている（次官通知第7）。

しかしながら、請求人の衣食その他日常生活における経常的な生活需要以外の需要について、処分庁が把握しているものはなく、請求人からも何ら具体的な主張はなされていない。したがって、保護の種類について、本件処分に違法又は不当な点があるとはいえず、この点についても、請求人の主張を採用することはできない。

(3) 当審査会に対する主張について

ア 請求人は、本件処分の根拠である保護基準が違法又は不当であるから、本件処分が違法である旨主張する（第2の2(1)）。

しかしながら、保護基準は、法の委任に基づく法規命令であり、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとした上で、これに則って処

分を行い、また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、審査請求に対する判断を行うことをその職分とするものであるから、法令の規定ないし法令に基づく制度自体の違法又は不当を理由として、処分を取り消すことはできない。したがって、当審査会においても、審査庁の権限を超える内容の答申を行うことは、もとよりできないものであり、請求人の主張は採用できない。

イ 次に、請求人は、保護基準の見直しを行うよう主張する（第2の2(2)）が、審査庁は保護基準を見直す権限を有しておらず、当審査会においても審査庁の権限を越える内容の答申を行うことは、もとよりできないものであり、請求人の主張は採用できない。

3 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

当審査会の結論及びその理由は上記のとおりであり、また、もとより処分庁を拘束するものではないが、この際、次の点を付言しておきたい。

本件処分に係る通知書には、処分に当たって適用した根拠法令の条項が示されておらず、当該通知書の記載のみでは、いかなる法規を適用して処分が行われたのかが明らかにされているとは言い難い。

この点、当該通知書には「基準改定による変更」との文言が記載されていること、生活保護費の計算過程が記載されていること、本件処分通知書を請求人に送付する際に、保護費が減額となる理由を説明する資料を同封していることからすれば、請求人は、処分庁の判断理由を相当程度了知することが可能であるということが出来る。

よって、本件処分における理由の提示は、法第25条第2項において準用する法第24条第4項及び行政手続法（平成5年法律第88号）第14条が要求する理由提示の要件を辛うじて満たすものと考えられる。

しかしながら、処分庁においては、処分の根拠とした法規を、処分に係る通知書に記載するなど処分と同時に書面により明示すべきであるので、生活保護事務の処理に係るシステムの改修を行うなどして、処分理由の記載について改善を図ることが望まれる。

（答申を行った部会の名称及び委員の氏名）

岐阜県行政不服審査会 第2部会

部会長 大野正博、委員 池田紀子、委員 和田恵